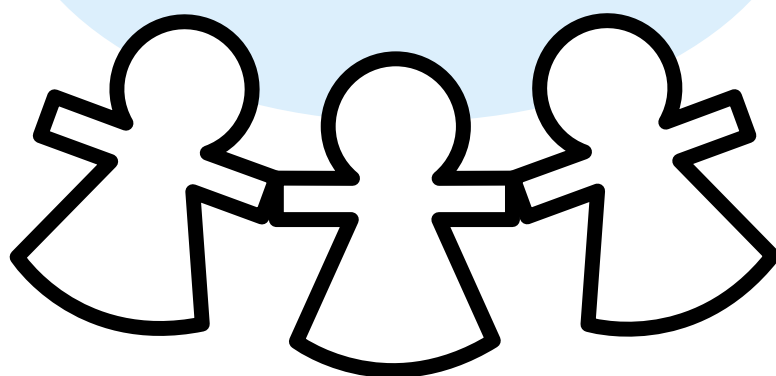


青森県福祉のまちづくり条例 整備マニュアル



はじめに

21世紀の本格的な高齢社会の到来を間近に控え、また、障害者の社会参加の推進が望まれている現在、高齢者、障害者等をはじめ、誰もが安心して出かけることができる福祉のまちづくりの推進が求められています。

このような中で、高齢者、障害者等のすべての県民が住みよいまちづくりを実現するため、平成6年3月に「青森県福祉のまちづくり整備指針」を策定し、関係機関の協力を得ながら高齢者、障害者等の利用に配慮した建築物等の整備・改善に努めてきました。

さらに、福祉のまちづくりを効果的に推進していくため、平成10年10月には、「青森県福祉のまちづくり条例」を制定し、平成11年4月に施行しました。

この条例では、県、事業者及び県民の理解と連携の下に、福祉のまちづくりを推進していくとともに、高齢者、障害者等が自由に行動し、安全かつ円滑に利用できる公共的施設の整備といった物的な環境の整備にとどまらず、事業者から提供されるサービス面や県民相互の「思いやりの心」の醸成といった心の面にも配慮しながら、各関係分野が行う施策などの連携により、総合的かつ計画的に福祉のまちづくりの推進を図ることとしています。

この整備マニュアルは、福祉のまちづくりの理解の第一歩として、条例の対象となる施設や条例に規定されている整備基準について、図解も含めて具体的に解説し、さらに、望ましい基準などを示し、事業者や設計者の方々が公共的施設を設計する上で必要になる事項を盛り込みました。

福祉のまちづくりを推進するためには、県、市町村、事業者及び県民が一体となり、総合的に取り組んでいくことが必要です。

事業者、設計者をはじめ県民の皆様に、この整備マニュアルを有効に利用していただき、すべての人が安心して快適に暮らせる「福祉のまちづくり」が一層推進されることを願っています。

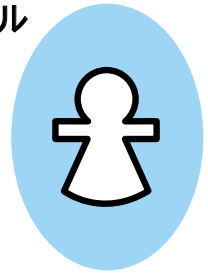
青森県福祉のまちづくり条例前文

私たちのふるさと青森県は、本州最北端に位置し、鮮やかにうつろいゆく四季、三内丸山遺跡が語りかける古からの歴史など、世界に誇ることができる自然と文化に恵まれている。

このふるさとの豊かな自然や特色ある文化の恵みを私たちのだれもがひとしく享受することができ、並びにこの積雪寒冷の地であるふるさとにおいて、私たちの一人一人が個人として尊重され、住み慣れた地域で安心して快適に生活を営むとともに、自らの意思で、ひとしく、行動し、及び参加することができる社会を実現することは、私たちの共通の願いであり、責務である。

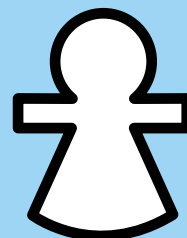
このような認識の下に、私たちは、高齢者、障害者、妊産婦などで日常生活又は社会生活に制限を受ける人々が円滑に利用できる公共的な施設や交通機関の整備を促進し、すべての人々が自由に、安心して、積極的に社会参加することができるよう行動上その他の障壁のないまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

はじめに	3
青森県福祉のまちづくり条例前文	5
目次	6
I 青森県のまちづくり条例の概要	9
・ すべての人にやさしいまちづくりをめざして ～青森県福祉のまちづくり条例の制定～	10
・ 青森県福祉のまちづくり条例構成図	12
・ 青森県福祉のまちづくり条例の対象となる施設	13
・ 条例に基づく届出等の窓口	14
・ 青森県福祉のまちづくり条例手続きの流れ	15
・ 福祉のまちづくり条例における整備基準・整備箇所	16
・ 青森県福祉のまちづくり条例とハートビル法との対象施設と対象箇所の関係	17
II 整備マニュアル	19
1. 基本事項	21
・ よりよい福祉のまちづくりをめざして ～「青森県福祉のまちづくり条例 整備マニュアル」の活用方法	22
・ 障害者、高齢者等の動作能力と設計について	26
(1) 手すり	36
(2) 水栓、把手	38
(3) 材料	40
(4) コンセント・スイッチ、照明	42
(5) 視覚障害者を誘導又は注意を喚起する床材	44
2. 建築物	49
・ 整備マニュアルの見方	50
(1) 出入口	52
(2) 廊下等(その他これに類するもの)	56
(3) 階段	64
(4) 昇降機(エレベーター)	68
(5) 便所	72
(6) 駐車場	82
(7) 敷地内の通路	86
(8) 観覧席及び客席	90
(9) 浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室(浴室等)	94
(10) 客室	100
(11) 受付カウンター及び記載台(受付カウンター)	104
(12) 公衆電話	106
(13) 券売機	108
(14) 案内標示	110
(15) 授乳及びおむつ替えの場所	114



3. 公共交通機関の施設（建築物を除く）	117
（1）改札口	119
（2）通路その他これに類するもの（通路等）	124
（3）階段	128
（4）昇降機（エレベーター）	130
（5）乗降場	134
（6）便所	138
（7）案内標示	140
4. 道路	145
（1）歩道	146
（2）横断歩道及び地下横断歩道（立体横断施設）	156
（3）案内標示	158
5. 公園	161
（1）出入口	162
（2）園路	164
（3）便所	168
（4）駐車場	170
（5）案内標示	172
（6）附帯設備	174
6. 路外駐車場（建築物を除く）	179
路外駐車場	180
III 資料	183
・青森県福祉のまちづくり条例	184
・青森県福祉のまちづくり条例施行規則	188
・公共的施設（特定施設）整備項目表	215

I 青森県 福祉のまちづくり 条例の概要



すべての人にやさしいまちづくりをめざして

～青森県福祉のまちづくり条例の制定～

1. はじめに

障害のある人もない人も住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活できるような社会環境づくり、いわゆる「ノーマライゼーション」の理念の実現が求められています。

本県でも、21世紀初頭に、県民の4人に1人が65歳以上になるという超高齢社会の到来が予想されています。県民の誰もが老いを迎えることなどにより、心身の機能が低下したり、障害を有する可能性があります。

高齢の人、障害のある人、妊娠している人、乳幼児連れの人などすべての県民が安心して暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野への活動ができるような障壁のない（バリアフリー）の生活環境を造っていく必要があります。

このような背景から、県では「青森県福祉のまちづくり条例」を平成10年10月に制定し、平成11年4月から施行しました。

2. 福祉のまちづくり条例の目的

私たちの身の回りには健康なときはそれ程意識することはないものの、自由で円滑な行動を妨げるいくつもの障壁（バリア）が存在しています。

このため、高齢者や障害者等のハンディキャップがある人であっても、ない人であっても住み慣れた家庭や地域社会において、安全かつ快適に生活し、積極的に社会参加できる社会環境の整備が求められています。

条例制定の目的は、建築物、公共交通機関の施設、道路、公園などの公共的施設の具体的な整備項目を規定し、新築等の事前の届出を義務づけることを基本に、県民の啓発広報や社会教育の充実などの内容を加えることにより、ノーマライゼーションの理念の実現に県民の理解と協力を得ながら総合的に推進することにあります。

3. 条例制定の経緯及び検討経過について

「高齢者や障害者に配慮された施設はすべての人が利用しやすいものである」という理念の下、県は、平成6年3月に建築物の整備の際の基本的考え方や整備基準を明示した「青森県福祉のまちづくり整備指針」を策定し、障害者等の利用に配慮した優良な施設の表彰を行うなど、その普及と啓発に努めてきました。

一方では、この指針は「ガイドライン」という性格上、事業主の「自主性」、「自発性」に委ねられるため、より実効性の高い条例の制定が要望されていました。県では、平成9年度から庁内関係各課により、条例制定に向けた検討を開始しました。

平成10年度には、学識経験者、福祉団体、産業団体、市町村の代表者等で構成する「青森県福祉のまちづくり懇話会」を設置し、条例制定等についての意見交換や検討を行いました。

また、「福祉のまちづくり」は、すべての県民が関わることから、条例の検討過程に多くの県民の意見を取り入れることとし、電話、ファクシミリ、インターネットを使って県民からのアンケートを取りまとめる『県政アクセスネット』や、一般公募の県民による意見交換会『青い森の県民ワークショップ』の開催などを実施しました。

4. 「青森県福祉のまちづくり条例」の特徴

(1) ノーマライゼーション実現のための福祉のまちづくりの推進

条文の前に、本条例の基本理念を示す条文を設け、自然と文化が調和したふるさとのノーマライゼーションの実現のため、福祉のまちづくりを行うことを謳っています。

(2) 県、事業者及び県民の一体となった福祉のまちづくりの推進

福祉のまちづくりを推進する主体として、県、事業者及び県民の責務を定め、三者の連携の下に福祉のまちづくり推進に取り組む体制の整備を図ることを定めています。

(3) 「思いやりの心」をもった福祉のまちづくりの推進

高齢者、障害者等に配慮した施設整備とともに、「思いやりの心」などの心（ソフト）の面での福祉のまちづくりにも配慮しています。

(4) 指導、勧告、公表制度による福祉のまちづくりの実効性の確保

新築等の届出がなされた施設について、整備基準に適合しない場合、その新築等の着工前に、整備基準への適合を図るための助言・指導を規定するとともに、公共的施設の無届新築等の場合の「勧告」を規定し、さらに手続違反が著しい場合においては、社会的制裁としての「公表」を行うことにより、福祉のまちづくり推進の実行性を担保しています。

青森県福祉のまちづくり条例構成図

(平成11年12月改正)

前 文

私たちのふるさと青森県は、本州最北端に位置し、鮮やかにうつろいゆく四季、三内丸山遺跡が語りかける古からの歴史など、世界に誇ることができる自然と文化に恵まれている。

このふるさとの豊かな自然や特色ある文化の恵みを私たちのだれもがひとしく享受することができ、並びにこの積雪寒冷の地であるふるさとにおいて、私たちの一人一人が個人として尊重され、住み慣れた地域で安心して快適に生活を営むとともに、自らの意思で、ひとしく、行動し、及び参加することができる社会を実現することは、私たちの共通の願いであり、責務である。

このような認識の下に、私たちは、高齢者、障害者、妊産婦などで日常生活又は社会生活に制限を受ける人々が円滑に利用できる公共的な施設や交通機関の整備を促進し、すべての人々が自由に、安心して、積極的に社会参加することができるよう行動上その他の障壁のないまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

I	総 則	<p>① 目 的 福祉のまちづくりに関する県、事業者及び県民の責務を明らかにし、福祉のまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できる公共的な施設等の整備のための措置について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>② 定 義 「福祉のまちづくり」、「高齢者、障害者等」の定義付け</p> <p>③ 県 の 責 務 福祉のまちづくりに関する総合的かつ広域的施策の策定及び実施</p> <p>④ (削除)</p> <p>⑤ 事業者の責務 事業活動を行うに当たり、福祉のまちづくりに取り組み、施策に協力</p> <p>⑥ 県民の責務 福祉のまちづくりに取り組み、施策に協力</p>
---	-----	--

II	施策の基本方針等	<p>⑦ 施策の基本方針 (1)事業者及び県民の福祉のまちづくりへの意識高揚。県、市町村、事業者及び県民の連携、体制の整備 (2)公共的施設等の整備の促進 (3)高齢者、障害者等に配慮された住宅の普及、交通安全の確保、災害等からの保護</p> <p>⑧ 啓 発 事業者及び県民の福祉のまちづくりについての関心と理解の深化 福祉のまちづくりに関する教育用資料の提供、学習機会の提供、その他教育及び学習の支援</p> <p>⑨ 情報提供等 公共的施設等の構造・設備、住宅、日常生活用具等の研究・技術開発、情報提供</p> <p>⑩ 自発的な活動の促進 福祉のまちづくりに関する県民の自発的活動の促進</p>
----	----------	---

III	公共的施設等の整備	<p>⑪ 整備基準の設定 公共的施設の整備基準の設定 →規則</p> <p>⑫ 整備基準の遵守等 公共的施設の新築等における整備基準への適合遵守義務</p> <p>⑬ 適合証の交付及び公表 公共的施設の所有者・管理者等への適合、維持保全、安全かつ円滑な利用の助言及び指導 適合証の交付請求及び交付 <input type="checkbox"/> →規則 適合証の交付、不適合時の公表 <input type="checkbox"/> →規則</p> <p>⑭ 特定施設の新築等の届出 特定施設の新築等または新設時の届出 <input type="checkbox"/> →規則</p> <p>⑮ 特定施設の新築等に係る措置 特定施設の新築等届に係る変更届の届出 <input type="checkbox"/> →規則 新築等届又は新築等変更届の整備基準不適合時の指導・勧告措置</p> <p>⑯ 特定施設の新築等に係る措置 無届出新築等又は新築等の無届出変更の勧告措置</p> <p>⑰ 公共車両等及び公共工作物に係る措置 公共車両等及び公共工作物の所有者又は管理者への助言・指導措置</p>
-----	-----------	--

IV	雑 則	<p>⑱ 財政上の措置 福祉のまちづくり施策推進のために必要な財政上の措置</p> <p>⑲ 立入調査等 公共的施設等の整備基準への適合状況等の関する報告、資料提出、職員による立入調査、質問への協力要請</p> <p>⑳ 公 表 正当な理由のない (1) 特定施設の新築等における新築等の着手 (2) 特定施設の新築等の無届出変更における新築等の着手 (3) 報告、資料提供等の協力要請に応じない (4) 虚偽の報告、資料提供等 一の場合の公表 ↓ 口頭又は書面による意見陳述の機会の付与</p> <p>㉑ 国等に対する特例 国、地方公共団体等への手続規定の適用除外</p> <p>㉒ 施行事項 施行事項の規則への委任</p>
----	-----	---

附 則